



相次ぐ死亡事故は看過できない！ 緊急に申し入れ

マスコミは7月14日、「7月14日午前10時すぎ、通報の20分ほど前から、点検作業員6名で停電などの際に使われる非常用発電機の点検作業をしていて、そのうちの50代の作業員1名が感電して、意識不明のまま病院に搬送されたが、その後、死亡が確認された」と報じました。

また7月8日、浜松でも協力会社社員が死亡した事象がありました。

本部は7月15日、今回の感電死亡事故や浜松での協力会社社員の死亡について、看過することはできないとして、「感電死亡事故に関する申し入れ」（『申第2号』）を会社に提出し、団体交渉の開催を要求しました。

申し入れ項目は、以下の通りです。

1. 7月8日の浜松における協力会社社員死亡事象に対する時系列を含めた経過を明らかにすること。
2. 7月14日の感電死亡事故に対する、時系列を含めた経過を明らかにすること。
3. 感電死亡事故に至る、原因について明らかにすること。
4. 今回の感電死亡事故に関して、JR東海会社の見解を明らかにすること。
5. 今回の感電死亡事故を受けての、万全な再発防止策や対策を明らかにすること。